

県評価調書

【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別事項)

	評価内容		評価
団体のあり方	地方住宅供給公社法に基づき県が出資・設立された法人であり、宅地造成、分譲住宅建設、宅地分譲、賃貸住宅建設、賃貸住宅管理、県営住宅管理業務の受託等の事業を柱とし、公社の設立目的である県民に対する良質な住宅の供給、良質な住環境の形成に先導的な役割を果たしている。 また、中山間地域のニーズ対応や若者定住に向けた賃貸住宅事業など本県独自の課題に対応している。		A
組織運営	平成16年7月、県議会行革特別委員会などからの指摘を受けて、島根県土地開発公社と役員及び管理部門の業務統合を行い、より効率的な組織運営に努めている。		B
	県の人的関与について	県の役員就任について、県関与の低減の観点から構成を見直し、今後の事業展開を考慮した上で民間、市町村から役員を採用した。	
事業実績	地方住宅供給公社法に定める業務範囲に基づき、宅地造成、分譲住宅建設、宅地分譲、賃貸住宅建設、賃貸住宅管理事業等の自主事業の他、県営住宅の管理受託事業を行っている。 その他、「定住促進賃貸住宅建設事業」など本県住宅施策の先導的役割を果たす事業を展開している。		A
財務内容	債務超過ではなく、借入金の弁済が困難な状況でもないため財務内容は健全である。長期借入金には住宅金融公庫からの融資であり、当該融資の返済原資である定住促進賃貸住宅(若者定住向け賃貸住宅)は、その事業スキームの中でリスク軽減が図られている。		A
	県の財政的関与について	県営住宅管理を受託しているが、その関与の度合いは低い。	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	長期安定経営に向けて	効率的・合理的事業展開により自立した安定的な経営基盤の確立を図る。	都市部及びその周辺においては先導的・誘導的な役割を、中山間地域においては補完的役割を担うこととし、安定的経営のため、市町村と連携し市町村の施策の支援となる事業に取り組む必要がある。 また、県営住宅管理業務の指定管理者制度移行に対応するため、コスト縮減やサービス向上に向けた体制整備を図る必要がある。
	公社の方向性	県の住宅施策の具体化・推進と共に市町村との連携を一層深め、市町村の施策の支援となる事業に取り組む。又、県営住宅の指定管理者制度に対応するため、万全の体制で受託出来るよう取り組む。	

総合コメント

本県の公社においては現在のところ事業内容・財務状況は概ね良好だが、事業資金調達の変化や公営住宅法・公社法の改正など公社を取り巻く状況を見据え、県・市町村の住宅管理の取り組みなど今後の公社の役割、事業展開の方向を見直す必要がある。

新たな分譲事業については、市町村との一層の連携を図るなど慎重に進める必要がある。